

**令和6年度福島県医療データ分析等市町村国保支援事業
業務委託仕様書（案）**

1 委託事業名

令和6年度福島県医療データ分析等市町村国保支援事業

2 事業の目的

福島県（以下「県」という。）において、生産年齢人口の減少、国保被保険者数の減少が進行する中、安定的な国保財政運営を目指すには、医療費適正化や市町村間に生じている医療費水準の格差縮小に向けた取組が必要である。

県内における市町村ごとの医療費格差の要因を解明し、その影響を明らかにすることで、令和11年度の県内保険料（税）統一に向けた基礎資料を作成する。

これにより、医療費適正化と市町村間の医療費格差縮小を図るための取り組みを進め、持続可能な保険財政の実現を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 事業内容

県内保険料（税）統一のため、各市町村の医療費の現状および医療費格差を生む要因とその影響の大きさの把握が必要である。県が提供する医療データを分析し、以下の分析に取り組むものとする。

（1）医療費格差要因の分析

県全体の一人あたり医療費と各市町村の一人あたり医療費の差が、どのような因子によってどの程度生じているかを市町村ごとに把握するための分析を行う。

分析にあたっては因子ごとに医療費の差に与える影響の大きさを定量的に算出できる分析手法を用いる。なお、分析に用いる因子の最終選定は県と受注者の両方で協議して決定する。

（2）県内医療費の現状分析

（1）の医療費格差要因の分析を行うための基礎資料として、県全体の医療費等の分析を行う。その内容は、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を分析するとともに、費用対効果に応じた保健事業対象者の層を明確にし、将来の保健事業の検討に資する分析とする。

<分析項目の例>

ア 医療費分析

- (ア) 医療費の3要素（受診率、レセプト1件当たり受診日数、受診1日当たり医療費）
- (イ) 全体の医療費、患者数及びレセプト件数
- (ウ) 高額レセプト（5万点以上）の件数、医療費及び疾病傾向
- (エ) 疾病別（大分類・中分類）の医療費、患者数及びレセプト件数
- (オ) 健康診査データ分析（有所見者割合、質問別回答状況等）
- (カ) 骨折予防・骨粗鬆症重症化予防に係る分析
- (キ) 要介護度別分析（医療費及び疾病傾向）

イ 保健事業ポテンシャル分析

- (ア) 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析
- (イ) 健診異常値放置者に係る分析
- (ウ) 生活習慣病治療中断者に係る分析
- (エ) 糖尿病性腎症重症化予防（人工透析予防）に係る分析
- (オ) 高血圧重症化予防に係る分析
- (カ) 脳梗塞の発症予防・再発予防に係る分析
- (キ) 受診行動適正化（重複受診・頻回受診・重複服薬）に係る分析
- (ク) ジェネリック医薬品普及促進に係る分析
- (ケ) COPD（慢性閉塞性肺疾患）に係る分析
- (コ) 多剤投与（ポリファーマシー）に係る分析
- (サ) ロコモティブシンドロームに係る分析

5 県が提供する医療データ

公益法人国民健康保険中央会のシステムから抽出される直近5か年分（令和元年度から令和5年度分を想定）の以下のデータ（CSVファイル）

ア レセプトデータ：5年分／59市町村分

- ・医科（21_RECDEINFO_MED.CSV）
- ・DPC（22_RECDEINFO_DPC.CSV）
- ・調剤（24_RECDEINFO_PHA.CSV）
- ・歯科（23_RECDEINFO_DEN.CSV）

イ 健康診査データ：5年分／59市町村分

- ・健康診査受診者CSVファイル（FKAC131）
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル（FKAC163）
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル（FKAC164）

ウ 被保険者データ：抽出時点最新版／59市町村分

- ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ（KD_IF015）

エ 介護情報データ：59市町村分

- ・要介護（支援）者突合状況（要介護（支援）者突合状況.csv）

6 想定スケジュール

時期	内容
令和6年9月～10月	・ 県から医療データの貸与 ・ 事業スケジュールについて県と協議
令和6年10月 令和7年3月	・ 分析実施
令和7年3月以降	・ 事業報告書の作成

7 業務実施報告書等の納品

(1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下の業務実施報告書等を県へ提出すること。

- ① 業務実施報告書（様式任意）
- ② 業務完了報告書（契約書様式）

(2) 納品場所

福島県保健福祉部国民健康保険課

(3) 期限

令和7年3月31日（月）まで（厳守）

8 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計

エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、委託者と別途協議を行った業務

(4) 協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合
- ② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において質疑が生じた場合
- ④ 災害等の影響がある場合

(5) 委託業務の明記

業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること。

9 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「7 業務実施報告書等の納品」のとおり、県に報告書を提出する。

県は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。